

## 第21回総合計画策定幹事会 会議概要

日 時	平成21年9月14日（月）午後3時00分～午後5時30分
会 場	庁議室
出席者	大崎幹事長、加藤幹事、進藤幹事、小嶋幹事、入江幹事、筒井幹事、木村幹事、小西幹事、山岡幹事、林幹事、前田幹事、利倉幹事

### [議事]

#### 1. リーディングプロジェクトについて

事務局から説明

《意見等》

- ・「子どもスポーツ促進事業」が載っているが、これは基本計画にも載せているのか。このまま進んでいくとなると、具体的な事業がついてくるのか疑問を感じる。  
→まだ載っていない。リーディングプロジェクト事業として決まれば載ることになる。
- ・プロジェクト1の「子どもが伸びやかに育つまち」という表現について、教育委員会では「子どもが輝く教育のまち」を基本方針で位置づけた表現として進めていますので、それを尊重して表現を考え直してほしい。今年度、教育振興基本計画を策定するが、そこでもその表現を使う方向で検討している。
- ・「高齢者の見守り事業」ですが、地域社会で地域ごとにネットワークを作って安心した事業を実施するならば、別のリーディングプロジェクト事業に「地域福祉コーディネーター設置事業」や「地域ポータルサイト整備事業」といった事業に、地域の市民自治を高めるような、高齢者向けのネットワーク作ることができるのではと思い削除したのだが。  
元気アップ事業は、主体的に元気アップになると思うが、見守るならば受動的だから元気になるのかどうか。見守るが受動的になるならば、「地域福祉コーディネーター設置事業」の方が合っているのではないかと。  
→別添の資料に「特別委員会による提言書を受けて」があるが、これの3ページの役割分担に、「特に、高齢社会にとって、地域福祉の可能な部分について、地域が担うことが必要になってくることから、福祉事業についてもその精査の中で役割分担を行うこと」と書いてあるので、この趣旨に沿うならば「高齢者見守り事業」は載せても良いのではないかと。
- ・12ページのプロジェクト4に「まちなか脱自動車依存推進事業」とあり、「市民運動としての展開を促していきます。」と書いてあるが、市民運動としての展開とはどういう意味か。  
→これは職員から、自転車をもっと市民の人に積極的に使ってもらいましょうというマ

イサクル事業として提案がありました。そのような運動をできないかなと考えて提案した。

- ・市民運動となると、交通政策課だけではなく、まちづくり協働課にも関わってくるのではないかと。

同じく「市内円滑移動サービス基盤整備事業」の概要に、「オンデマンド等による公共交通・外出支援サービス」とあるが、「外出支援サービス」は市が実施する事業だが、「オンデマンド等による公共交通」は民間事業者で事業であるから、「提供を図ります。」では適切ではないのではないかと。また、プロジェクト3の「良好な都市景観づくり推進事業」の成果指標に、「市認定モデル事例が増える」とあるが、「市が認定する」という意味は何か。地区計画や建築基準条例などを組み合わせてやっていく予定なので、全て市が実施することになる。

→今年にルールを作るということであり、それに基づいて認定していこうと考えている。

- ・8ページのプロジェクト3に「市民活動施設充実活用事業」とあり、「市民センターのあり方」となっており、その下にある「地域福祉コーディネーター設置事業」は「市民センターのあり方」の中の1つの事業ではないのか。ひとつに纏めても良いのではないかと。

- ・各事業に成果指標を持たせるようになっているが、これは公表していくのか。

→目標を持たせないと、イメージが湧いてこないのではないかと。これについても意見をいただきたい。

- ・この内容で議論していく機会はないのか。策定委員会で議論した後に、幹事会で議論し、場合によっては関係課を集めて協議するような機会も必要ではないのか。この中から、一定の条件を言ってくれたならば、こちらで議論してもよい。例えば、11ページの「草津の草木を植える市民活動」について、どこが主体的にやるのか、成果指標を入れても実際に出来るのか。議論をしなければならぬ事業がある。

→原課に考えてもらおうと、どうしても消極的になってしまい進まないこともある。市としてこれをやっていくんだという事業を打ち出すことが必要である。

事業を絞り込む必要があるという意見はある。いざ、絞り込むとなると判断が難しいが、事務局としては「子どもが伸びやかに育つ」や「市民自治」の2つは大変大事だと考えている。併せて、草津の過去の経緯から工業都市として発展してきたので、産業や農業も非常に大事だと考えている。プロジェクトの優先順位としては、1・3・4・2の順で考えている。

うるおいアップについては、審議会等の意見からも、1・2がまず大事であり、順位は1・2・3・4の順で考えている。

- ・元気アッププロジェクトのプロジェクト4は、基本的に利便性の問題である。また、うるおいアッププロジェクトのプロジェクト3と4も利便性である。そうなってくると利便性というのはやはりもう少し優先度があっても良いのではないかと。元気アップのプロジェクト1は教育、2番目が生き甲斐、3番目が自治で、4番目が利便性である。うるおいアップでは、1番目が文化、2番が環境、3、4番が利便となっている。これで、ほとんど分野を網羅しているのではないかと。

- ・行政だけの事業ではなく、市民にも役割分担をしてもらえるような事業を考えるべきである。例えば、まちなか環状道路を整備することは10年経っても出来ないであろ

う。利便性を追求するハード事業になってしまうと固定されてしまう。市民も行政もお互いが頑張るって全体を押し上げるようにしなければならない。成果指標を入れた時に、壁にぶつかってしまう。目標を入れるべきではないか。

- ・幹事会を作業部会にして考えてはどうか。策定委員会かける時に、そのような意見が出てきたということにしてはどうか。

→どうしても優先順位を付けろということであれば元気アップは1・3・2・4。うるおいアップについては1・2・3・4となる。

→「学校教育振興ビジョン推進事業」に草津学力向上プログラムの中身が全て入っているのではないか。

- ・そうではなくて、学力向上プログラムの中に知・得・体にわたる学力向上の取り組みが全部入っている。よって、学力向上プログラムと学校教育振興ビジョンの2本立てで学校教育の中身はほぼ網羅出来ることになる。

→来年、立命館大学にスポーツ健康科学学部が新設されますので、サービスマーケティングという考え方で地域に学生が入っていくような事業ができないのか。アスリート養成をやっていけば良いが難しい部分もあるので、例えばチャレンジスポーツデーのように、子供がスポーツに触れ合う機会増やしていけるような事業を提案した。

「提案型協働まちづくり交付金事業」についても、事務局としては是非やってもらいたい。今日渡した資料にもあるが、議会特別委員会からも提言をいただいている。

- ・議会の提言に「市民センターの管理運営は～協議会に委託するようにすること」。とあるが、これはできるのか。

## 2. その他

事務局から説明

《意見等》

- ・協働の表現について、地方自治法はどのようになっているのか。

→協働の指針では地域協議会というキーワードになっている。地方自治法は調べていない。この提言でも地域協議会となっている。ただ、まだ具体的には決まっていない。

- ・指針に基づくことの条件があるならば、それに合わせたほうが良い。そうすれば間違えることはない。行政の守備範囲は広がっているが、地域内分権が進むことによって、相対的に小さくなっており矛盾してしまう。

- ・本当に行政でやらなければいけないものはやれば良いが、あとは地域に任ずというやり方が当然あるのではないか。

以上